

事 務 連 絡

平成 28 年 6 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

### 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の 施行について

このことについて、平成 28 年 5 月 24 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 10 号）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成 28 年環境省告示第 61 号）が本年 6 月 1 日から施行され、新たな特定成猫の規定とともに、販売業者、貸出業者又は展示業者へ向けた特定成猫に係る飼養管理基準・遵守事項、高齢猫に係る遵守事項及び必要な届出について本会に連絡されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：福田

TEL 03-3475-1601



環自総発第1605241号

平成28年5月24日

〔各都道府県知事〕  
〔各指定都市の長〕 殿  
〔各中核市の長〕

環境省自然環境局長

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

平成28年5月17日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第10号）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成28年環境省告示第61号）が公布された。これらは、いずれも平成28年6月1日から施行される。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号。以下「細目」という。）において、販売業者、貸出業者又は展示業者による犬又は猫の展示時間は午前8時から午後8時までとされ、午後8時以降の犬又は猫の取扱い等に制限が設けられている。ただし、販売業者、貸出業者又は展示業者が、成猫（生後1年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示する場合には、当該成猫については、平成28年5月31日までの間、午後10時まで展示を行うことができる旨の経過措置が設けられている。

今般、この経過措置が切れることから、中央環境審議会動物愛護部会（平成28年4月27日開催）で審議した結果を踏まえ、改正を行うこととしたものである。

## 2. 改正の内容

### (1) 概要

下記条件のいずれにも該当する猫を「特定成猫」とし、「特定成猫」に係る飼養管理基準、遵守事項等及び高齢猫に係る遵守事項等を取り決めた。

- ① 生後1年以上であること。
- ② 午後8時から午後10時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

なお、「休息できる設備」とは、顧客等との接触、顧客等の視線及び照明・音響にさらされている状態から避けることが可能であって、成猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で展示されていること」とは、休息できる場所又は設備に当該成猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている展示を指す。

### (2) 施行規則における管理基準、遵守事項等

- 特定成猫については、午後8時から午後10時までの間においても、展示を行うことを妨げない。ただし、1日の特定成猫の展示時間（特定成猫が複数の場合は、最も早く展示を開始した特定成猫の展示開始時刻から最も遅く展示を終了した特定成猫の展示終了時刻までの合計時間）は、12時間を超えてはならない。

なお、「1日の特定成猫の展示時間は、12時間を超えてはならない」とは、「特定成猫の展示時間」を、「特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間」と定義したので、実際に展示される時間及び細目第5条第1項第1号ルに規定する「展示を行わない時間」の合計が12時間を超えてはならないことを意味する。

本規定により、途中交代させても、特定成猫を1日12時間以上展示することはできないこととなる。

- 特定成猫の飼養施設は、夜間（午後8時から翌日午前8時までの間をいう。以下同じ。）のうち展示を行わない間に、顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業、展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

### (3) 細目における遵守事項

- 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

○ 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

○ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

なお、「定期的に健康診断を受けさせる等」とは、展示時間を短くすることや半年に1回程度、動物病院において健康診断を受けさせること等を指す。健康診断の検査項目としては、血液検査、尿検査、血圧検査等が考えられる。

#### （4）施行規則におけるその他の改正

○ 第一種動物取扱業者の登録、更新の申請事項及び変更の届出事項に「特定成猫の展示時間」を追加する。

なお、夜間に特定成猫を展示している業者については、法第14条第2項に基づき、6月1日から30日以内に、変更（特定成猫の展示時間）の届出が必要になる。

### 3. 施行期日

平成28年6月1日

○環境省令第十号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月一七日

環境大臣 大塚 珠代

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号中「営業時間」の下に「（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間）」を加える。

第三条第二項第一号中「前条」を「第二条」に改め、同項第九号に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もう

とする者であつて夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。)

イ 生後一年以上であること。

ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

第八条第四号に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。

様式第一中「12 時 業 時 間」を「12 時 業 時 間 終」に、「 時 から 時 までの間」を「 時 から 時 までの間（うち特定成猫の展示時間 ……）」に改め、同様式備考中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。」  
を加える。

様式第四中「12 営業時間」を「12 営業時間等」に、「時から 時までの間」を「時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間：～：～）」に改め、同様本欄中に「12とし、備考8から10までを1ずつ繰り上げ、7の次に次のように加える。」

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。」  
を加える。

様式第七中「営業時間」を「営業時間等」に改める。

## 附 則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種動物取扱業の登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間）</p> <p>5 9（略）</p> <p>（第一種動物取扱業の登録の基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 飼養施設は、<u>第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備</u>等を備えていること。</p> <p>二 八（略）</p> <p>九 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設</p>	<p>（第一種動物取扱業の登録の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 営業時間</p> <p>5 9（略）</p> <p>（第一種動物取扱業の登録の基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 飼養施設は、<u>前条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等</u>を備えていること。</p> <p>二 八（略）</p> <p>九 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設</p>



に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であつて夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

イ 生後一年以上であること。

ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

3 (略)

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から

に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

3 (略)

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。

五～十二（盛）

(様式第1)

12 営業時間等	時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間：～：～）
----------	----------------------------

備考

1～7（略）

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

9～11（略）

(様式第4)

12 営業時間等	時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間：～：～）
----------	----------------------------

備考

五～十二（盛）

(様式第1)

12 営業時間	時から 時までの間
---------	-----------

備考

1～7（略）

(新設)

8～10（略）

(様式第4)

12 営業時間	時から 時までの間
---------	-----------

備考

1～7 (略)

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

9～12 (略)

(様式第7)

第一種動物取扱業変更届書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
(略)  
営業時間等  
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

1～7 (略)

(新設)

8～11 (略)

(様式第7)

第一種動物取扱業変更届書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
(略)  
営業時間  
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

○環境省告示第六十一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第十二号の規定に基づき、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から適用する。

平成二十八年五月一七日

環境大臣 大塚 珠代

第五条第一号又次に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

第五条第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。

以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件案新旧対照条文

◎第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>又 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。</p> <p>ル・ソ （略）</p> <p>二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。</p>	<p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>又 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。</p> <p>ル・ソ （略）</p> <p>二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>（新設）</p>

二| 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ホ| 動物が疾病にかかり、又は被害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ヘ| ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ・ハ (略)

六 (略)

ハ| 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

二| 動物が疾病にかかり、又は被害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ホ| ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ・ハ (略)

六 (略)

様式第1 (第2条第1項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地		電話番号	
3 動物取扱責任者		(1)氏名	
		(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験 ( 年、経験場所： ) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等： ) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等： )
4 第一種動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (飼養施設の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	
5 業務内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容		
	(2)実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)	
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類		
	(2)鳥 類		
	(3)爬虫類		
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地		
	(2)構 造	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造 / <input type="checkbox"/> 木造モルタル造 / <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		②延床面積	m <sup>2</sup>
		③敷地面積	m <sup>2</sup>
	(4)材 質	床 面	
		壁 面	
(5)設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等 ( 個) <input type="checkbox"/> 照明設備 / <input type="checkbox"/> 給水設備 / <input type="checkbox"/> 排水設備 / <input type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input type="checkbox"/> 消毒設備 / <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input type="checkbox"/> 餌の保管設備 / <input type="checkbox"/> 清掃設備 / <input type="checkbox"/> 空調設備 / <input type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input type="checkbox"/> 訓練場		
(3)管理の方法			

8 営業の開始年月日	年 月 日	
9 権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資格（団体等： ）
12 営業時間等	時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間： ～： ）	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類 <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
15 備考		

備考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑥設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「9 権原の有無」欄は、所有権、貸借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
- 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
  - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
  - 事業所に配置される職員の最低数
  - 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
  - この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別業で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。



様式第4 (第4条第1項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地		電話番号		
3 動物取扱責任者	(1)氏名			
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験 ( 年、経験場所: ) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等: ) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等: )		
4 第一種動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 / その他 ( ) (飼養施設の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )		
5 業務内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容			
	(2)実施の方法	様式第1別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)		
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類			
	(2)鳥 類			
	(3)爬虫類			
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地			
	(2)構 造 及 び 規 模	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造 / <input type="checkbox"/> 木造モルタル造 / <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		②延床面積	m <sup>2</sup>	
		③敷地面積	m <sup>2</sup>	
		④材 質	床 面	
			壁 面	
⑤設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等 ( 個 ) <input type="checkbox"/> 照明設備 / <input type="checkbox"/> 給水設備 / <input type="checkbox"/> 排水設備 / <input type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input type="checkbox"/> 消毒設備 / <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input type="checkbox"/> 餌の保管設備 / <input type="checkbox"/> 清掃設備 / <input type="checkbox"/> 空調設備 / <input type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input type="checkbox"/> 訓練場			
(3)管理の方法				
8 営業の開始年月日		年 月 日 (これまでの営業年数: 年)		

9 権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名		
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資 格（団体等： ）	
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名		
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資 格（団体等： ）	
12 営業時間等	時から時までの間（うち特定成猫の展示時間： ～： ）		
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	様式第1別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）		
14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
15 登録番号及び登録年月日	年 月 日		
16 備考			

備考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の種類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入
- 「14 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
  - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
  - 事業所に配置される職員の最低数
  - この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別業で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第7 (第5条第3項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
事業所の名称・所在地  
動物取扱責任者の氏名  
主として取り扱う動物の種類及び数  
飼養施設の所在地・構造及び規模  
役員の氏名・住所  
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員  
営業時間等  
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登 録 年 月 日	年 月 日
2 登 録 番 号	
3 第一種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ( )
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変 更 年 月 日	年 月 日
6 変 更 理 由	
7 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 / <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 / <input type="checkbox"/> その他 ( )
8 備 考	

備 考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。